

「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得 及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」について

1 これまでの経緯

令和5年11月定例議会において、「(仮称)文京区手話言語条例」及び「(仮称)文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の基本的な考え方を報告した。あわせて、パブリックコメントの募集及び区民説明会を行った。

これらの経過を踏まえ、令和6年2月定例議会に付議し、「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定する。

2 条例の主な内容

(1) 文京区手話言語条例（詳細は【資料第2-1号】のとおり）

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 基本理念
- ④ 区、区民及び事業者の責務
- ⑤ 施策の推進
- ⑥ 当事者団体からの意見聴取
- ⑦ 切れ目のない支援
- ⑧ 福祉及び保健サービスにおける環境整備
- ⑨ 災害時等における措置

(2) 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（詳細は【資料第2-2号】のとおり）

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 基本理念
- ④ 区、区民及び事業者の責務
- ⑤ 施策の推進
- ⑥ 当事者団体からの意見聴取

3 パブリックコメント等の実施結果

【資料第2-3号】のとおり

4 施行日

令和6年4月1日 条例施行